

令和4年度 飯田市社会福祉協議会 事業計画

1 基本方針（飯田市社会福祉協議会 経営改善計画 基本方針）

飯田市社会福祉協議会は、社会福祉の課題を解決するために、社会福祉協議会の役割を果たすと共に、地域住民、利用者及び家族に選ばれる“事業所及びサービス”をめざします。

2 経営方針

- (1) 飯田市社会福祉協議会は、地域福祉の推進者の一人として、地域の多様な福祉課題・生活課題の解決に向けて、社協が有しているネットワークを活用し、「地域共生社会」の実現に貢献します。
- (2) 飯田市社会福祉協議会は、福祉に関する専門性と経験によって、地域住民のニーズに寄り添った対応に努めます。
- (3) 飯田市社会福祉協議会は、介護保険事業において、「誠実」、「信頼」及び「ニーズへの迅速な対応」によって、安定的な経営を確立します。
- (4) 飯田市社会福祉協議会は、市民、利用者及びその家族から選ばれるために、多様な専門的な知識と経験による施設運営と良質なサービスの提供をめざします。
- (5) 飯田市社会福祉協議会は、飯田市との「福祉のまちづくりパートナーシップ協定」に基づき、福祉のまちづくりの推進のために、社協の役割と責任を果たします。

3 重点目標

ここ数年間続く赤字経営から脱却するために、人材の確保、職員の働く環境の整備と資質の向上、収益の向上に一体的に取り組めます。そして、現状と将来を踏まえ、当社協の指定管理事業の業務量の適正化について検討を進め、経営改善計画期間（R2年度～R5年度）以降の経営の安定化をめざしてまいります。

- (1) 安定した経営基盤を目指し、経営改善を推進します。
 - ・ 介護保険事業所における利用者確保と積極的な加算取得
 - ・ 地域福祉分野における社会福祉協議会の役割を果たすと共に地域社会のニーズに即した新たな委託事業の研究
 - ・ 指定管理施設の適量化
 - ・ 人件費の適正化
- (2) 人材確保、人材育成、離職防止に取り組めます。
 - ・ 積極的かつ継続的な職員採用
 - ・ 人材育成基本方針、キャリアアップ制度による職員の資質向上

- ・ 職員研修及び資格取得に係る支援の充実
 - ・ 働きやすい職場環境の整備
- (3) 感染症や災害に対する危機管理を充実します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の予防及び施設内感染発生時の即時対応
 - ・ 事業所毎の業務継続計画（BCP）整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた地域福祉活動の展開を促進します。
- ・ 有資格者による専門性の高い地域支援
 - ・ 専門機関による包括的個別相談支援
- (5) 介護現場の負担軽減を目指し、業務の効率化及び合理化を行います。
- ・ ICT機器、介護機器の導入及び活用
 - ・ 介護システムの事業所間連携等、有効活用

4 部門別事業計画

(1) 法人運営部門

ア 法人組織体制等の整備

令和5年度と令和9年度に飯田市からの指定管理が終了する施設について、法人の体力を踏まえた今後の方向を検討し、飯田市と協議を行います。

また、令和5年度に2圏域の委託先が別法人に変更となる地域包括支援センターについて、円滑に引き継ぎができるよう、調整を行います。

イ 経営改善

収入について、算定可能な介護報酬加算の積極的な取得や算定件数増により、介護事業収益の増加を目指します。また、重層的支援体制整備事業等、行政からの委託料の増収につながる新たな分野を研究します。

支出について、引き続き経費の削減に取り組むとともに、人材確保・離職防止につながるように給与制度の見直しを行います。

ウ ICT化の推進

業務の効率化、介護の質向上、職場環境の改善を目的として、特養に見守りカメラ等の段階的導入を行います。地域内の先進的導入が介護人材確保に寄与することも期待します。

また、介護システムの機能拡充や、勤怠管理の電子化等、事務改善につながる研究も進めます。

エ 人材確保と人材育成

大学との情報交換、就職説明会への参加、求人サイトの活用など、積極的かつ継続的に

職員確保の取り組みを行い、外国人労働者の登用についても研究を進めます。

令和3年度に策定した人材育成基本方針とキャリアパス制度に基づき、職員の資質向上と組織力の強化を目指します。

オ 危機管理

新型コロナウイルス感染症対策として、法人ガイドラインや事業所毎の対応マニュアルに従い、日常的感染予防、感染発生時の対応を行います。また、緊急事態を想定し衛生材料の備蓄品を確保します。

災害発生時に、県内社協及び飯伊ブロック社協の災害時相互応援協定、福祉避難所設置、事業継続計画（BCP）、災害ボランティアセンター運営等、当社協の役割が果たせる準備を継続します。

(2) 地域福祉活動部門

ア 飯田市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づく地域福祉推進

第2期飯田市地域福祉計画・地域福祉活動計画に沿って、住民がともに支え合う「共助」の取り組みへの展開を図るため、地域福祉コーディネーターが、各地区の福祉活動や地域福祉の推進に向けた住民主体の会議、研修会、また地域福祉課題検討会の開催を支援し、まちづくり委員会、民生児童委員協議会をはじめ、地域の多様な主体と連携を図り、地域福祉課題の把握・検討を行い、地域住民の福祉ニーズに沿った地域住民が互いに支え合う住民参加型の活動を推進していきます。

住民支え合いマップの更新活動を支援する中で、安心安全な地域での暮らしの実現に向けて、災害時の助け合いを含めた、地域の見守り支え合い活動の推進を支援していきます。また、ごみ出し・買い物困難・移動等各種の地域課題の解決に向け、幅広く住民がともに支え合う活動の拡充に向けて支援・協力し、地域福祉活動推進研修会等で、活動の横展開による広がりを図っていきます。

イ 住民参加型有償サービスの推進とボランティアセンターの充実

地域課題解決に向けて住民が主体となって取り組む地区の有償サービスの展開を図り、高齢者、障がい者の移動課題解決に向けた有償移送サービスの運営支援や、ファミリーサポートセンター子育て支援事業及び生活支援事業を推進していきます。子育て支援では、産後世帯への生活支援事業や子育てにおける生活課題への対応を強化した支援体制の構築を目指します。

ボランティアセンターでは、ボランティアの総合窓口としてボランティアコーディネーターによる活動支援や講座・研修等を充実させ、市民ボランティア活動の活発化に向けた運営を行っていきます。新たな生活様式が推進される中で、活動の工夫や新しい活動を地

域に提案できるように検討を進めていきます。食糧支援につなげるフードドライブ事業では、地域の支え合い活動として市内の取り組みを推進していきます。

福祉教育の分野では、学校と連携した出前福祉講座、サマーチャレンジボランティア事業のほか、高校生ボランティアサークル「まごの手」の活動支援や、「高校生ボランティアワークキャンプ事業」を通じて、次代を担う世代の地域福祉への理解促進と福祉活動を推進していきます。

非常時における地域福祉推進事業では、災害時のボランティア支援の充実化を目指し、災害救援ボランティアの養成や災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営について市との連携を強化し実施していきます。

ボランティアセンター事業を中心とした地域福祉に関わる情報をホームページやフェイスブックを活用し幅広く情報発信できるよう広報の充実を図ります。

ウ 障がいへの理解促進と障がい児・者の活動支援の充実

障がい者支援機関や活動団体と連携した障がい者活動体験を実施し、地域住民の障がいへの理解促進を図ります。また、障がい者の社会参加に向けて、創作活動を通じた地域での活動の場づくりを住民の協力を得る中で推進していきます。また障がい者の持つ可能性の発掘と、将来に向けた活動の活発化を目的とした文化芸術作品展を開催します。

エ 結婚相談事業の推進

結婚相談事業については、きめ細かな対応を行うため、結婚相談アドバイザーにより地区結婚相談員と連携して地域の婚活事業による身近な結婚支援活動に力を入れるとともに、結婚支援活動実施機関との合同事業の実施などにより結婚を希望する人が参加しやすいよう結婚活動の裾野を広げていきます。また、「結婚に対して意識の醸成」を図るため、婚活セミナーの開催や結婚相談アドバイザーによる相談支援を充実させていきます。

オ 生活相談支援体制の充実

心配ごと相談所では、様々な相談に対応できるように、特別心配ごと相談や法律相談に加え、令和4年度から新たに女性のための法律相談事業を飯田市より受託し総合相談機能の拡充を図ります。また、コミュニティソーシャルワーク機能の強化を図る中で、相談者に寄り添った支援を目指し、アウトリーチや伴走型支援に取り組むとともに、重複する課題を持つ地域住民に対し、飯田市福祉課重層的支援係と連携する中で、包括的な相談支援が行えるように、生活福祉資金やつなぎ資金貸付事業と、まいさぼ飯田が一体的に取り組み適切な相談支援に努めていきます。

生活つなぎ資金、生活福祉資金貸付事業では、新型コロナウイルスに関連し安定した生活の確保が難しい住民が増加傾向にあるなど、経済が不安定な状況となっている中、地域

住民の自立した生活に向けて、民生児童委員、飯田市生活就労支援センターなど各関係機関との連携を強化し事業を推進していきます。

カ 飯田市生活就労支援センター「まいさぼ飯田」における相談機能の充実

まいさぼ飯田における自立相談支援事業、家計改善支援事業の一体的な相談支援により、生活困窮者の複合的課題を整理し、相談者の生活の立て直しに向けた適切な相談支援を実施していきます。また市内就労準備支援事業との連携や、職場体験事業(プチバイト事業)等の活用による就労支援の充実化を図ります。

飯田市福祉課重層的支援係との連携強化を図り生活困窮者の生活課題解決に向けて多機関連携による支援体制の構築を図るとともに、心配ごと相談所と一体的な取り組みを図る中で、地域福祉コーディネーターと連携した地域内における生活困窮者の早期発見や見守り体制の形成や、あんしん創造ネットによる生活支援の取り組み等により、さらに地域での安心した生活の実現につなげていきます。

キ 地域包括支援センターの運営

飯田市内 19 地区を担当する 4 つの地域包括支援センター（いいだ、かわじ、南信濃、いがら）について飯田市から受託運営を行います。萱垣会が受託運営を行うかなえ地域包括支援センター、飯田市長寿支援課と連携し、「飯田市第 8 期介護保険事業計画」に基づき「高齢者が安心して健やかに暮らせるまちづくり」をめざして事業展開します。

保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の三職種がそれぞれの専門性を発揮する中で、情報の共有や相互の助言等チームアプローチを行い、支援に取り組みます。

介護予防ケアマネジメントでは、高齢者が地域において自立した生活を送ることができるよう「自立支援」「介護予防」「重度化防止」の取り組みを推進し、「飯田市の介護予防・日常生活支援総合事業」に基づく認定業務の中で積極的な介護予防の提案を行い、介護給付の適正化を視野に入れたケアプラン作成や地域での予防啓発活動に取り組みます。また、介護予防に係る学習の機会として多職種による事例検討の場を設けます。

包括的・継続的ケアマネジメント支援では、居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対する支援を行うとともに、介護支援専門員との連携、支援困難ケースに対する支援、ケアプラン作成に係る指導、実践力向上支援を目的とした研修会を開催します。

総合相談支援業務では、円滑な相談支援のため、三職種の資質向上や連携等、センターの機能強化に努め、関係機関との連携も深めます。複合的な課題を併せ持つ事例については、必要に応じて個別ケア会議を開催し、多職種協働で解決を目指します。また、地域包括支援センターに対する地域住民の知名度を高めるため、地域に出向き積極的な啓発活動を行います。

地域包括ケアシステムの構築について、地域共生社会実現の基礎となる地域包括ケアシ

システム構築のため、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の一体的提供ができるよう多様な主体との連携を深めます。医療機関を中心に多職種との協働で取り組みが進められている、在宅医療・介護連携の分野について、システム構築に協力を行います。高齢化率、要支援・要介護率、事業実施状況、社会資源等を集約する中で、各地区の課題やニーズを把握し事業展開につなげます。

権利擁護業務では、判断能力の低下した高齢者の権利が侵害されないために行政に協力し、一次相談窓口として取り組みます。高齢者虐待の対応として関連機関との連携を密にし、マニュアルに基づいた迅速な対応に努めます。また、消費者被害防止活動として予防、早期発見、再発防止を目的とした啓発活動を行い、意識啓発のために権利擁護をテーマとする研修会を開催します。

認知症施策の推進では、認知症の人の意思が尊重され住み慣れた地域で自分らしく生活できる社会の実現を目指して施策を推進する中で、行政や医療機関と連携して現状や課題を共有し、認知症に対する理解や知識を深める機会として研修会を共同開催します。また、一般市民向けの講座の開催や、関連事業への参加協力により認知症の啓発活動を行います。

ク いいだ成年後見センターの円滑な運営と権利擁護に関する相談機能の充実

総合的な権利擁護支援を目指し、成年後見支援センターと日常生活自立支援事業の相談窓口を一元化するとともに、地域における権利擁護に関する相談支援体制の充実化を目指していきます。

いいだ成年後見支援センターでは、判断能力が不十分な方が安心して自分らしい生活を送るために、制度の普及啓発、相談支援体制の充実、地域における後見人の担い手確保、権利擁護支援のネットワークづくりを実施する、飯伊 14 市町村の成年後見制度利用促進の中核機関として飯伊圏域の地域連携ネットワークの構築を図ります。

令和 4 年度は、後見人の担い手確保に向けて、専門職団体等との連携を強化するとともに市民後見人養成講座を開催します。

法人後見では、経済的課題、また複雑な生活課題を抱える案件の受任となっていることから、法人後見業務のマニュアル化や安定的な組織体制の構築を図り、適切かつ円滑な援助を目指します。また、日常生活自立支援事業では、福祉課題の解決に向けた相談支援を行うとともに、その方の自立した生活に向けた適切な金銭管理に向けた相談支援に努めていきます。

(3) 在宅サービス部門（デイサービス、ヘルパーステーション、相談センター）

ア 安定経営に向けた取り組み

ご利用者・ご家族及び地域住民のニーズに柔軟に対応し、社協のセーフティネットとしての役割を果たし、満足度の高いサービスの提供につなげるため、医療・福祉等関係機関

とのきめ細かな情報交換・共有及び連携の強化により、信頼関係をさらに深めていきます。特に自立支援・介護予防・重度化防止の取り組みについては、最期まで住み慣れた家で、生きがいや役割を持ち、生活し続けられるよう支援します。具体的には、各事業所の特色を広く紹介し、地域とのつながりを大切にするとともに、社協内外の関係機関との連携により、より専門性の高いサービスを提供します。

業務の効率化を目指した業務改善については、積極的にICT機器の活用に努めます。介護ソフトの活用を進めるとともに介護予防の自動運動機能測定機器をさらに充実させ、サービス提供環境をさらに整備し、選ばれる事業所を目指します。

人材育成・人材確保及び適切な人材活用については、オンライン等を活用した研修を充実する等働きやすい職場づくりに努めます。さらにより高度な専門資格取得を支援していくことで、サービスの質の向上につなげます。

イ 介護相談センター（居宅介護支援事業）

地域の中核となる居宅介護支援事業所を目指し、社協内外の各相談支援窓口や事業所との連携による切れ目のない柔軟なサービス提供に努めます。また介護予防から看取りまで、行政、地域（民生委員等）、医療機関等との連携を重視した支援体制を構築します。経験豊富な介護支援専門員を配置し、事例検討会や他事業所との研修等によりケアマネジメント力を向上し、特定事業所加算の取得を行っていきます。

ウ ヘルパーステーション（訪問介護事業）

人材確保が難しい中、限られた人員でより効率的なサービス提供に努めていきます。早朝・夜間帯の巡回サービスは休止しますが、低所得者やサービス提供困難なご家庭への対応等住み慣れた地域・自宅での生活を支援する役割を果たします。定期的な研修受講や連絡調整を継続し、引き続き特定事業所加算を取得していきます。

エ デイサービスセンター（通所介護事業）

経営改善計画の一つとして、特色あるデイサービス事業の取り組みを継続していきます。特に県の指定を取得した上郷デイ「共生型生活介護サービス」の実施は、障害者支援として地域からも要望の多いサービスとして実現していきます。また介護ソフトの導入を踏まえて新たな加算（科学的介護推進体制加算）の取得や栄養ケアソフトの導入により、収益増や効率化だけでなく、サービスの質の向上につなげていきます。

オ 非常時（感染症や災害発生時）の業務継続計画（BCP）策定と対策の強化

非常時でも必要なサービスを安定的・継続的に提供できる体制を構築するため、令和4年度中に業務継続計画（BCP）を策定します

感染症対策としては、委員会の定例化、指針の整備、計画の策定、研修の実施及び参加、蔓延時の訓練（シュミレーション・準備）等を行っていきます。

災害発生時の地域連携としては、計画の策定、関係機関との連携体制の確保、住民参加による避難等訓練等を行っていきます。

カ 苦情対応・リスクマネジメント対応・尊厳の重視

苦情事例については全職員で共有し、第三者委員への相談や助言をいただきながら改善し、サービスの向上に活かしていきます。

小さなヒヤリはつとを拾い上げ、大事故にならないよう検証し、リスクマネジメントの啓発に努めます。また保険者へ報告が必要な事故については速やかに対応し、全職員で再発防止に向けて取り組みます。

人権擁護・虐待防止等の観点から、「虐待の発生・再発を防止する委員会の開催」、「指針の整備」、「研修の実施」等に対応します。

(4) 施設サービス部門（特別養護老人ホーム飯田荘、第二飯田荘、遠山荘）

ア 安定経営に向けた取り組み

職員確保が困難な中で、ロング入所の安定した介護保険収入と加算取得を目指し、収入増に努めると共に、三荘一括契約等により事業活動支出の経費節減を目指し経営改善につなげます。

介護機器・介護記録システム等の導入により、情報収集・情報共有を効率化よく運用し、職員の負担軽減を図ります。

イ 職員の資質向上

三荘の連携を図り情報交換の中で、専門職としての質を高める研修を行い、職員個々の意識が高まる職場づくりを目指します。

ウ 安全・安心なサービスの提供

介護事故の予防、感染症予防及び蔓延防止対策を適切に実施し、入所から看取り・振り返りまで、本人・家族それぞれの思いに沿って「個別ケア」のサービス提供を行います。

業務継続計画（BCP）の策定を行い、リスクマネジメントへの意識向上を図り、また、指定管理者として経年劣化する遠山荘・第二飯田荘の施設整備を飯田市と協議し、安全・安心なサービス提供が継続できるよう調整していきます。

(5) 遠山地域事業部門

ア 遠山地域事業課体制

人員不足による事業の停滞が起こらぬよう、事業所間での協力体制を強化し人事交流を積極的に行い、事業課全体で地域を支えていく体制を構築します。そのために「遠山地域事業課会議」を毎月開催し情報や課題を共有します。

イ とおやま福祉検討会

遠山地域の福祉事業の継続を目指し、地域内事業所、地区担当保健師、市長寿支援課、まちづくり委員会健康福祉部をメンバーとして、地域における福祉課題について協議検討しています。

特に今年度は福祉人材の確保を目指した「田舎へ」、災害時や感染症による孤立化を防ぐための「緊急時お助け隊」、地域内の認知症とその家族の交流を目的とした「おでカフェ」を3本柱とした活動に取り組みます。

ウ 南信濃地域福祉プロジェクト

まちづくり委員会の特別委員会として発足したプロジェクトであり、まちづくり委員会を中心とし、民生児童委員会、自治振興センター、社会福祉協議会、住民の有志の方々を構成メンバーとして、地域の課題について協議検討しています。

コロナ禍で停滞した活動も「みなみしなの安心メモ」「支えあいカレンダー」の作成配布、「サロンきらく会」の再開し、今年度は「支えあいマップ」の更新に向けモデル地区を皮切りに、地区内の構築を目指します。

5 事業別計画

I 社会福祉事業

1 法人運営事業

(1) 理事会、評議員会、監査会運営事業

会議名	開催	備考
理事会	年3回定例 他必要により随時	次回改選
評議員会	年2回定例 他必要により随時	令和5年6月
監査会	年1回	
中間期評価	年1回	
事業運営検討会議	随時	
課長会議	原則月2回	

(2) 役員研修事業

役員の見識を高める目的の研修及び視察（長野県社会福祉大会）

(3) 一般社協運営事業

ア 経営改善に係る取り組み

- ・給与体系、手当等の見直し
- ・事業規模の適正化を目指した指定管理施設の継続検討
- ・ICT機器、介護機器等の導入による業務の効率化

イ 人材確保・人材育成に係る取り組み

- ・人材育成基本方針、キャリアパス制度による人材育成の推進
- ・目標管理制度の効果的な運用
- ・職員研修（新人担当職員制度含む）の計画的実施
- ・積極的な職員採用の実施

（飯田女子短期大学他との連携、説明会出席、外国人人材等研究、採用試験通年実施）

- ・職員の福利厚生充実（通勤車両友の会、職員交流事業）

ウ 危機管理対応

- ・新型コロナ対応（ガイドライン及びマニュアル整備、衛生材料の確保）
- ・広域的対応含む災害時対応（福祉避難所、災害ボランティアセンター運営等）
- ・令和6年度義務化の事業継続計画（BCP）整備
- ・交通事故防止、介護事故防止の啓発

(4) 奨学金運営事業

奨学金制度の運用継続、広報等の拡充

(5) 連絡調整事業

ア 地域福祉活動推進会議（委員会） 年2回

イ 自治振興センター事務担当者会議 年1回

ウ 飯田市健康福祉部との懇談会 年1回他必要により随時
飯田市と社協で当番を交替 令和4年度は飯田市が当番

エ 関係団体等との連携

- ・ 正副会長の各種事業及び行事等への参加
- ・ さんとびあ飯田周辺自治会との連携（周辺美化活動）
- ・ 地元の社協を意識した活動（遠山地域福祉検討組織への参画等）
- ・ 行政等との連絡調整

(6) 個人情報保護・情報公開・苦情処理事業

- ・ 社協が保有する個人情報の秘密保持及び適正な取扱いの徹底
- ・ 介護サービスの適正な選択に寄与する情報の公表
（法人概要、設備、人員体制、マニュアルの有無等）
- ・ 社協情報誌、ホームページ等による情報公開
- ・ 社協ホームページのリニューアル

2 企画広報事業

(1) 企画啓発事業

- ・ 社協情報誌「おマメで」発行（年4回、全戸配布、ホームページ掲載）
- ・ 福祉だより「信州」の配布（県社協）
- ・ ボランティア情報の配布（全社協）

(2) 社会福祉大会事業

- ・ 第66回飯田市社会福祉大会、地域福祉活動推進研修会の合同開催
- ・ 第71回長野県社会福祉大会への参加

(3) 調査研究事業

- ・ 事業に関係する情報収集や他市社協等の状況把握及び研究
- ・ 労働関係各法等への対応及び必要な例規改正の実施

3 ふれあい福祉センター活動事業

(1) 地域福祉活動事業

ア 地域福祉活動支援事業

(ア) 啓発活動

- ・報道機関、インターネット（ホームページ、ソーシャルネットワークサービス）等の
広報媒体への情報提供
- ・視察研修団体の受入
- ・他団体や地区への講師派遣

(イ) 関係機関との連携と事業協力

- ・市健康福祉部、自治振興センター、公民館
- ・赤十字奉仕団、婦人会、高齢者クラブ
- ・社会福祉施設、介護保険施設、医療機関
- ・弁護士会・司法書士会等の各職能団体
- ・NPO団体・ボランティア団体
- ・県社協、市町村社協等

(2) 長寿社会事業

ア 敬老の日事業

- ・100歳・長寿上位3名の高齢者祝賀訪問
- ・祝い品の贈呈
- ・各地区敬老会事業への協力
- ・敬老新聞の発行

イ 家庭介護者交流事業

- ・在宅介護者ふれあい相談事業（地域住民による介護者慰労事業の推進）

ウ わたの実会への支援

- ・社団法人認知症の人と家族の会長野県支部飯田地区一事務局
- ・認知症カフェ「ほっとカフェわたの実」支援

(3) 障がい・子育て・児童福祉事業

ア 心身障がい者福祉推進事業

- ・飯田市身体障がい者福祉協会支援（助成・事務局）
- ・飯田市手をつなぐ育成会支援（助成）
- ・ボッチャ支部対抗戦参加への支援
- ・障がい者関連団体への支援

イ 障がい児・者社会参加促進事業

- (ア) 障がい者創作活動等支援
- (イ) 障がい者文化芸術作品展
 - ・障がい者文化芸術作品展の開催
 - ・表彰実行委員会の設置、表彰の実施
 - ・障がい者文化芸術作品展冊子の作成、関係機関等への配布

ウ 子育て・児童福祉事業

- (ア) ひとり親福祉会への支援
 - ・ひとり親家庭激励新聞「ははこ草」助成
 - ・母子・父子家庭を励ます1日バス旅行助成
- (イ) 産後ママサポート事業
 - ・市保健課との事業連携

(4) ふれあい福祉センター管理事業

- ア ふれあい福祉センター管理事業
- イ 飯田市更生保護女性会支援（事務局）
- ウ 社会福祉士等養成課程実習生の受入

(5) 地域支え合い活動推進事業

- ア 地域支え合い活動推進事業
 - (ア) 第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画に沿った活動の推進及び取り組み
 - (イ) 地域福祉課題検討会への取り組み
 - (ウ) 各地区まちづくり委員会等との連携・支援
 - ・地域福祉活動コーディネーターによる各地区まちづくり委員会地域福祉関係部門等との連携強化
 - ・地域支え合い活動プランの策定
 - ・具体的なニーズ把握及び助け合い活動の促進
 - ・旧市5地区における地域福祉関係機関支援（事務局）
 - (エ) 民生児童委員協議会との連携
 - (オ) まちづくり委員会等において実施される地域福祉課題に対する事業への補助
 - ・見守り・支え合い事業の推進(安心コール・見守り訪問、ゴミ出し・買い物等生活支援に対する補助)
 - ・住民支え合いマップ更新に対する補助
 - ・ふれあいサロンの立ち上げ・運営補助
 - ・住民参加による有償在宅福祉サービスに対する補助
 - ・世代間交流・福祉教育事業に対する補助

- ・その他地域福祉活動に対する補助
- イ 各地区における地域福祉学習会の開催
 - ・年度当初及び中間期における地区ごとの地域福祉学習会を実施
 - ・住民支え合いマップ学習会の開催（随時）

(6) 地域介護予防活動推進事業

- ア 通所型サービスB事業
 - ・地区における通所型サービスB事業の拡充推進
 - ・事業実施時における介護予防サポーターによる運動指導補助
- イ 介護予防サポーター養成講座
 - ・介護予防サポーター養成講座の開催(年2回実施)
 - ・介護予防サポーターフォローアップ研修会(年1回)
- ウ おマメで健康教室
 - ・住民主体で行う介護予防活動を推進するための「おマメで健康教室」の開催(月1回)
- エ 生活支援サービス創出コーディネート事業
 - ・地区の福祉活動及び事業等の社会資源の見える化
 - ・地域における集いの場の再構築
 - ・介護予防の理解を深める学習会の実施
 - ・地域福祉課題の解決に向けた高齢者支援活動の創出

4 住民参加型有償福祉サービス事業

(1) 有償移送サービス事業

- ア 有償移送サービス事業の地域運営に対する助成と運営支援
- イ 自動車学校等と連携した運転者講習会の開催と参加促進
- ウ 移送サービス運営者連絡会の開催

(2) ファミリーサポートセンター(生活支援)事業

- ア 生活の援助を受けたい者と援助を行いたい者からなる会員組織による援助活動推進
 - ・センターの事業内容の周知、啓発
 - ・会員の募集、登録、援助活動のコーディネート
 - ・会員に対する講習会及び会員の交流会の実施
- イ 生活支援協力会員養成講座の開催
- ウ 地域圏域単位での事業推進

(3) ファミリーサポートセンター(子育て支援)事業

ア 子育ての援助を受けたい者と援助を行いたい者からなる会員組織による援助活動推進

- ・センターの事業内容の周知、啓発
- ・会員の募集、登録、援助活動のコーディネート
- ・会員に対する講習会及び会員の交流会の実施

イ 飯田市養育支援家庭訪問登録員養成講座

- ・飯田市養育支援家庭訪問登録員養成講座の開催
- ・飯田女子短期大学との講座連携

ウ その他

- ・困難な課題を持つ家庭への市子育て支援課との連携した対応の強化
- ・子育て支援拠点との連携強化

5 ボランティアセンター活動事業

(1) ボランティアセンターの運営

ア ボランティアコーディネート

- ・ボランティア相談・連絡調整
- ・ボランティアと地域ニーズのマッチング

イ ボランティア推進事業

- ・収集ボランティア支援事業
- ・ボランティア保険加入推進事業

ウ ボランティア養成事業

- ・ボランティア入門講座及びボランティア登録説明会
- ・傾聴ボランティア養成事業
- ・ボランティア活動フォローアップ研修会

(2) ボランティアセンター企画運営事業

- ・飯田ボランティアセンター運営委員会の開催（年2回）
- ・新たな活動の創出と市民活動への展開
- ・ボランティア情報発行事業（社協報おマメで共同）
- ・備品貸出管理事業
- ・飯伊ボランティア交流事業
- ・フードドライブ活動の周知・実施
- ・収集ボランティア活動支援

(3) 福祉教育推進事業

ア 福祉教育活動事業

- ・サマーチャレンジボランティア事業
- ・出前福祉講座の実施

イ 各種ボランティアセミナー（中・高校）

ウ 幼年期の福祉教育事業

エ 学生ボランティア活動支援事業

- ・各福祉事業へのボランティア参加促進
- ・高校生ボランティア「まごの手」活動支援
- ・高校生ボランティアワークキャンプ事業

オ 福祉人材の育成を目的とした地域福祉活動を通じた福祉教育事業の実施

カ 障がい者活動体験

(4) 災害関係事業

ア 被災地復興支援ベルマーク支援活動

- ・ベルマーク仕分けボラ「まめボラ」活動支援

イ 災害救援ボランティア養成事業

- ・災害救援ボランティアの養成講座の開催
- ・災害救援ボランティアフォローアップ研修会
- ・災害救援ボランティアと連携した災害ボランティアセンター立上げ訓練

ウ 災害ボランティアセンターの立ち上げ

- ・市と連携した有事における災害ボランティアセンターの立ち上げ

エ 災害備品・備蓄品管理

オ 災害地域における災害ボランティアセンターへの職員救援者派遣

6 結婚相談事業

(1) 飯田市結婚相談所

ア 結婚相談

	開催日	会場	相談員
結婚相談	月～金曜日（祝祭日除く） 8時30分～17時30分	さんとびあ飯田	結婚支援アドバイザー
	毎月第2、3日曜日 13時30分～16時30分	さんとびあ飯田	結婚相談員

イ 婚活支援

- ・婚活イベント及び婚活セミナーの実施

- ・地区婚活イベントへの支援及びお見合いの実施強化

(2) 多様な団体・機関との連携

- ア イベント、セミナーの多様な団体との共催
- イ 町村との相談事業連携

7 生活相談支援事業

(1) 総合相談事業

ア 飯田市心配ごと相談所

	開催日	会場	相談員
一般心配ごと 相談	月曜日から金曜日 8時30分～17時30分	さんとびあ飯田	社協相談員
特別心配ごと 相談	毎週火曜日 13時～16時 (受付12時30分～15時まで)	さんとびあ飯田	専門員1名
法律相談	毎週金曜日 13時30分～15時 (予約制)	さんとびあ飯田	弁護士14名 (各回1名)
女性のための 法律相談	毎月第1第3木曜日 13時30分～15時(予約制)	さんとびあ飯田	弁護士14名 (各回1名)

イ 生活相談支援事業

- ・地域福祉コーディネーター（CSW）の配置による地域における相談支援の実施
- ・民生児童委員等との連携によるアウトリーチ支援
- ・あんしん創造ねっと事業を活用した支援の実施
- ・飯田市福祉課重層的支援係との連携
- ・生活就労支援センターとの連携
- ・モデル地区での出張生活相談窓口開設

(2) 資金貸付事業・善意銀行事業

ア 生活福祉資金貸付

- ・資金貸付による生活の安定及び自立促進
- ・貸付償還遅延者の状況把握及び償還指導
- ・生活福祉資金調査委員会の開催
- ・生活就労支援センターとの連携した貸付相談

イ 善意銀行事業

- ・寄付金品の受付と払出し
- ・善意銀行運営委員会の開催

ウ 生活つなぎ資金貸付事業

- ・資金貸付による生活の安定及び自立促進
- ・貸付償還遅延者の状況把握及び償還指導

エ 市福祉課・飯田市生活就労支援センター等との連携

(3) その他

ア 相談者の安心につながる丁寧で柔軟な相談対応を目指すための、研修及び事例検討会の定期開催

イ 他相談機関とのネットワークの構築

ウ 飯伊ブロック事例検討会

8 生活就労支援センター事業

(1) 飯田市生活就労支援センターの円滑な運営

ア 自立相談支援事業

- ・複合的な課題を総合的に受け止め、家計相談員との共同支援による自立支援プランの作成とモニタリング継続支援を実施
- ・関係機関等との連携を強化し、自立支援を必要とする方の早期発見、社会参加や就労自立に向けて、ネットワーク会議等を活用した地域資源づくり
- ・市福祉課重層的支援係との連携した相談体制を強化し、複合課題（子ども世帯・社会的孤立等）に対する更にスムーズで丁寧な多機関ネットワークの機能化
- ・総合相談支援体制の機能を強化し、地域福祉コーディネーター（CSW）との連携によるアウトリーチ相談支援を実施
- ・相談者の状態に応じた就労支援（プチバイト事業等）の実施、就労準備支援事業との連携
- ・地域の企業、事業所へのプチバイト事業の開拓強化
- ・相談者の地域活動やボランティア等への参加支援強化

イ 家計改善支援事業

- ・家計相談により自らの家計の状況を把握し、生活再生に向けた意欲を引き出す相談支援の実施
- ・継続相談ケースへのアウトリーチ相談支援の実施

ウ 下伊那生活就労支援センターとの共同事務所「まいさぼ飯田」の円滑な事業連携とネットワークづくり

(2) 総合相談事業との一体的な取り組み

ア 飯田市生活就労支援センターと総合相談事業（飯田市心配ごと相談所、生活福祉資金貸付及び生活つなぎ資金貸付事業）と連携した包括的な相談支援体制を構築する

- イ 地域福祉コーディネーターと連携した相談支援の実施
- ウ あんしん創造ねっと事業を活用した支援の実施

9 福祉サービス利用援助事業

(1) 福祉サービス利用援助事業

- ア 福祉サービス利用に関する相談援助
- イ 生活費等金銭管理を行う日常生活自立支援事業の実施
 - ・行政、関係機関との事業推進に向けた連携
- ウ 広域圏内サービス利用者の相談援助
 - ・町村社協との相談支援体制の強化
 - ・単独実施町村との連携強化

(2) いいだ成年後見支援センターと連携した事業の実施

10 赤い羽根共同募金事業

- (1) 長野県共同募金会飯田市共同募金委員会の事務局業務
 - ・委員会の開催
 - ・共同募金配分金の適正な配分による各種福祉事業の推進
- (2) 赤い羽根共同募金活動
 - ・赤い羽根共同募金活動の地域住民への理解の促進
 - ・目標額達成に向けた取り組みの強化
- (3) 歳末激励金配分事業
民間社会福祉施設や、小・中学校の特別支援学級に対する配分
- (4) 福祉団体支援事業(赤い羽根共同募金による助成事業)
 - ・児童福祉施設・私立保育園整備助成
 - ・精神障がい者施設助成
 - ・NPO・ボランティア活動団体等助成
- (5) 赤い羽根共同募金活動におけるモデル事業
福祉教育事業

11 介護保険事業

(1) 居宅介護支援事業

- ア 社協介護相談センターによる指定居宅介護支援事業の実施
 - (ア) 関係機関と連携し、利用者が住み慣れた地域で可能な限り望む生活ができるよう相談援助業務を行う
 - (イ) 目標利用者数 介護313人/月

- (ウ) 特定事業所加算Ⅱの通年取得のため必須項目（エ～ケ） に対応する。
 - (エ) 常勤の主任介護支援専門員と 3 名以上の介護支援専門員を配置し、24 時間連絡相談体制を確保するとともに、支援困難なケースを積極的に受け入れる
 - (オ) 多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような計画作成を行う
 - (カ) 運営基準減算及び特定事業所集中減算を回避する
 - (キ) 定例会（概ね週 1 回）及び介護支援専門員連絡会議（月 1 回）を開催する
 - (ク) 資質向上のための研修へ参加する
 - ・年度当初に個人及び事業所の研修計画を立案し、年度末に評価
 - ・他法人との事例検討会や研修会等の企画・開催（年 4 回）
 - (ケ) 介護支援専門員実務研修への協力
 - ・新規資格取得者の現場実習受け入れ
 - (コ) 医療機関や各関係施設及び地域との連携
 - ・入退院・入退所時における積極的な連携、加算の算定
 - ・ism リンクの活用推進
 - ・個別のケア会議の開催相談・地域ケア会議への協力
 - (カ) 介護予防支援業務の推進（包括支援センターより受託）
 - ・目標受託数 予防 3 1 人／月
 - (シ) ICT 機器導入による業務改善の推進
 - ・記録ソフト、タブレットの活用等による業務の効率化をすすめる
 - (ス) 主任介護支援専門員の育成
 - (セ) 接遇・相談スキルの向上
- イ 南信濃介護相談センターによる指定居宅介護支援事業の実施
- (ア) 関係機関と連携し、利用者が住み慣れた地域で可能な限り望む生活ができるよう相談援助業務を行う。
 - (イ) 目標利用者数 南信濃 介護 5 5 人／月
 - (ウ) 介護支援専門員による居宅介護支援業務
 - ・自宅訪問、アセスメントの実施、プランニング、担当者会議の実施、モニタリング、評価、給付管理等
 - (エ) 医療や施設、地域との連携
 - ・入退院・入退所時における積極的な連携、加算の算定
 - ・ism リンクの活用推進
 - ・個別のケア会議の開催相談・地域ケア会議への協力
 - (オ) 運営基準減算および特定事業所集中減算の回避
 - (カ) 介護支援専門員連絡会議（月 1 回）の実施

- (キ) 資質向上のための研修への参加
- (ク) 苦情・事故対応
- (ケ) 介護予防支援業務の推進（包括支援センターより委託）
 - ・目標受託数 予防12人／月
 - ・包括の介護予防ソフトを共有しプラン等作成する

(2) 訪問介護（ホームヘルプ）事業

- ア 社協ヘルパーステーションによる指定訪問介護事業・飯田市総合事業訪問型サービス事業（独自・定額）の実施
- イ 南信濃ヘルパーステーションによる基準該当訪問介護事業・飯田市総合事業訪問型サービス事業（独自）の実施
- ウ 目標利用者数
 - ・飯田市社協ヘルパーステーション 215人／月
 - ・飯田市南信濃ヘルパーステーション 12人／月
- エ 飯田市社協ヘルパーステーションにおいて、算定要件（オ～ク）を整え、特定事業所加算Ⅱを取得する
- オ 訪問介護員及びサービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修を実施しており、介護福祉士等の人材要件を満たしている
- カ 定期的なサービス提供に当たっての情報伝達等の会議の開催
- キ 緊急時等における対応方法を明示している
- ク 定期的な健康診断の実施
- ケ ケアプランに沿った、自立支援・重度化防止につながる訪問介護計画書を作成し、適切な身体介護・生活援助サービスを提供し、在宅生活が継続できるよう支援する
- コ サービス提供責任者は、利用者の状態変化やサービスに関する意向を把握し、サービス関係者と情報を共有する
- サ 利用者の幅広いニーズに対応するサービス体制を整え、低所得者、生活保護、法人減免、看取り、老々介護、認知症、重層的課題のある世帯等対応困難なケースにも積極的に対応していく
- シ 介護ソフト導入に向けた研究を行い、業務の効率化に向けた取り組みを行う
- ス 早朝・夜間帯の巡回サービスを休止するが、24時間体制の緊急対応は継続する
- セ 感染対策の徹底

(3) 通所介護（デイサービスセンター）事業

- ア 指定通所介護事業
飯田市総合事業通所型サービス事業（独自・定額）の実施

事業所名	体制	営業	定員
上郷	一般・共生 通所A	月～土 日(休業中)	一般・共生 30(通所A含) *認知症対応型を休止します
北部	一般 通所A	月～金 土(入浴特化型)	一般 30(通所A含) 土(入浴特化型) 10
竜東	一般・認知 通所A	月～金 土(通所A)	一般 32(通所A含) 認知 10 土(通所A) 15
いいだ	一般 通所A	月～金 土(通所A)	一般 25(通所A含) 土(通所A) 15
南信濃	地域密着	月～金	一般 15 (予防独自含む)

イ 個々のニーズに寄り添い、地域に密着したサービス提供を行い、自立支援・重度化防止に向けた取り組みを推進します。経営改善計画に示した各事業所の特色を活かしながら、安心・安全な質の高いサービスを提供します。

ウ 各デイサービスの特色

事業所名	特色
上郷	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者だけでなく障がい者も身近な地域でサービスを受けられる「地域共生型デイサービス」 ・介護度 3 以上の利用者の在宅生活維持に取り組む「重度者重点型デイサービス」
北部	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日午後短時間でサービスが受けられる「入浴に特化した通所型サービスA」の営業 ・機能維持、重度化防止に取り組む「軽度者重点型デイサービス」
竜東	<ul style="list-style-type: none"> ・軽度から重度、認知症の方すべてを支援し、地域の保育園、小学校、公民館、ボランティア等との連携を重視した「地域密着型デイサービス」 ・ご家族のニーズに対応した、「延長サービスの実施」(午後 8 時まで)
いいだ	<ul style="list-style-type: none"> ・豊富なメニューの生活機能向上通信機器を活用した「音楽療法デイサービス」 ・同一建物内にある、特養及びヘルパーステーションと利用者の情報を共有し、「在宅生活を支えるショート・訪問・通所連携型デイサービス」
南信濃	<ul style="list-style-type: none"> ・同一事務所内の地域福祉、地域包括、ケアマネ、ヘルパーが、併設するデイサービスと協働して利用者の在宅生活を支える「在宅福祉協働型デイサービス」

エ 目標利用率

上郷一般 92% 北部 90% 入浴特化通所A 80% *上郷デイ認知症対応型は休止
竜東一般 92% 認知型 87% 土曜日通所A 90%
いいだ 90% 土曜日通所A 90% 南信濃 75%

・Instagramを活用した事業紹介、こまめな空き情報

オ 科学的介護推進体制加算の取得を開始する（科学的情報システム〈LIFE〉へのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進）

カ 介護予防、身体・生活機能維持向上のための機能訓練の実施

通信機器を活用した運動やタブレットを活用した体力測定ソフトを導入し、セルフケアマネジメントを推進する

キ 季節感のある旬な食材を使った食事の提供により、生活の質の向上を図る

また、栄養ケアソフトの導入により、栄養士業務の効率化に取り組む

ク 障害者支援システムを導入し、サービス提供・請求までを一元化する（共生型生活介護）

ケ 人権擁護・虐待防止等の観点から、「虐待の発生・再発を防止する委員会の開催」、「指針の整備」、「研修の実施」、「担当者の設置」の義務化に対応する

コ 苦情対応、リスクマネジメントに取り組み、全職員で課題を共有し再発防止に努める

サ 感染症・災害等が発生した場合でも、必要・適切なサービスが、安定的・継続的に提供できる体制を構築する。

業務継続計画（BCP）を策定し実施に向ける

シ 市との協定に基づき、福祉避難所（竜東・北部）運営に協力する

ス オンライン研修やリモート会議等を推奨し、研修受講・資格取得を支援する

またスキルアップのための専門的な研修は、年間計画を立案し実施及び参加に向ける

セ 快適で心地良いサービス空間を提供するため、施設の修繕・整備を計画的に行う

ソ 人材育成・人材活用に向けた取り組みで、無資格者・高齢者・学生等に介護の補助的業務をしていただく介護助手制度を開始し、介護の担い手の拡充・育成につなげる

タ Instagram等SNSを活用し、事業所の紹介や人材確保にも役立てていく

(4) 特別養護老人ホーム・短期入所生活介護

ア 飯田市から指定管理者の指定を受けた飯田荘・第二飯田荘・遠山荘において、介護保険指定事業者として事業を実施し、施設の適正利用と効率的な管理経営を行う。

（介護老人福祉施設及び短期入所生活介護）

施設名	入所定員	短期入所定員
飯田荘	30	10
第二飯田荘	50	10
遠山荘	50	10

- *遠山荘・第二飯田荘に於いては、職員不足の為に入所者調整中
- イ 職員不足での体制を検証しながら、加算取得に向け努力し介護保険収入を図ると共に、三荘連携しての共同購入を行い事業費支出の削減を目指す。
- ウ 介護保険システムの情報処理を効率的に運用すると共に、見守りカメラの導入を検討しながら職員の介護負担軽減を目指す。
- エ 三荘連携を図り基本研修及び専門研修を実施し、職員個々の意識の向上を図りながら社協職員としての人材育成を目指すと共に離職防止の取組みを行う。
- オ 利用者個々の思いを大切に個別で柔軟な対応を工夫すると共に、本人・家族の気持ちに寄り添った個別ケアを実施して、入所から看取りまでの充実を目指す。
- カ リスクマネジメントの意識を高め、介護事故防止及び感染症蔓延防止に努め、安全・安心なサービス提供を目指す。
- キ 災害や感染症等の非常時に対応できるよう職員の危機管理意識を高め、業務継続計画（BCP）の策定を行い訓練の実施を目指す。
- ク 遠山荘・第二飯田荘の施設整備については、社協として積極的に提案を行い、設置者である飯田市と十分な協議・調整の上利用者の安心できる施設運営を行う。

12 介護保険外・受託事業

(1) 訪問介護受託事業

- ・社協ヘルパーステーションで行う「認知症高齢者見守り事業」
- ・認知症高齢者（家族不在時、独居の方）の見守り、話し相手を行う

(2) 介護保険外有料ホームヘルプ事業

- ・社協ヘルパーステーション・南信濃ヘルパーステーションで行う「有料のホームヘルプサービス事業」
- ・介護保険該当者でホームヘルプサービスをご利用されている高齢者に対し、介護保険外サービスが必要な場合、適切な提案を行い契約をかわし、身体・生活援助を行う。（利用者、サービス内容を厳選する）

13 障がい者総合支援法に伴う事業

- ・社協ヘルパーステーションで行う「指定障がい福祉サービス自立支援訪問介護事業」
- ・居宅介護・重度訪問介護の実施

14 指定管理施設の管理経営事業

飯田市から指定管理を受けた施設の適正利用と効率的な管理運営を行うとともに、今後の運営体制等について検討を行う。

(1) 高齢者共同住宅

- ・住居を提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、福祉の増進を図る。
- ・入居対象は、原則として60歳以上の独居、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等の理由により、独立して生活することに不安のある者。

(2) 障がい者等活動支援センター

- ・身体障がい者、高齢者等に就労又は技能習得の機会を提供し、社会生活への適応性を高めるための各種相談や作業訓練を通所の方法により行う。

(3) 飯田市介護予防拠点施設（おまめでサロン）

15 基金運営事業

(1) 基金運用の具体化

- ・飯田市社会福祉協議会地域福祉基金
- ・飯田市ボランティアセンター運営基金
- ・財政調整積立基金

(2) 基金運用益等を活用した職員の人材育成推進

II 公益事業

1 指定管理施設の管理経営事業

飯田市から指定管理を受けた施設の適正利用や効率的な管理経営を行う。

- (1) 飯田市福社会館（さんとぴあ飯田）
- (2) ふれあいの郷公園
- (3) 南信濃福祉研修センター

2 地域包括支援センター事業（いいだ・かわじ・南信濃・いがら）

(1) 支援体制

- ・飯田市からの受託運営（いいだ・かわじ・南信濃・いがら包括）
- ・かなえ包括（萱垣会受託）及び基幹包括（行政）との連携
- ・保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の三職種による専門的支援

(2) 介護予防ケアマネジメント

- ・介護保険の相談に対する積極的な介護予防の提案
- ・介護給付の適正化を視野に入れたケアプラン作成
- ・介護予防・日常生活支援総合事業への協力（通所型サービスB事業、C事業）

- ・「おマメで体操」・「おマメで劇団」・「手ぬぐい体操」等による介護予防の普及啓発
- ・介護予防のための地域ケア個別会議への参加（飯田市主催）
- ・介護予防サポーター養成講座の開催（地域福祉推進係と共同）
- ・介護予防研修会の開催
- ・介護予防に係るアウトカム指標の研究（飯田市と共同）

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・居宅介護支援事業所の介護支援専門員への支援及び連携
- ・居宅介護支援事業所に対する介護予防プラン作成指導
- ・介護支援専門員対象の研修会の開催（主任介護支援専門員の資格更新に係る法定外研修を兼ねる）

(4) 総合相談支援業務

- ・通常時及び緊急時の適切な高齢者対応
- ・まいさぼ飯田、障害者支援センター、医療機関、行政等関係機関等との密接な連携と複合課題に対する相談対応
- ・職員の資質向上を目的とした研修会への参加
- ・複合的課題を有する困難事例に係る個別ケア会議の開催
- ・高齢者生活実態把握調査及び必要に応じた支援
- ・上記に係るデータ分析と有効活用の研究
- ・生活支援体制整備を目的とした地域福祉課内事業連携体制の構築
- ・「出張相談室」等、地域包括支援センターの知名度向上を目指す積極的な啓発活動

(5) 地域包括ケアシステムの構築

- ・多職種協働による「地域包括ケア個別会議」の開催
- ・医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の一体的提供を目指した多様な主体との連携
- ・ism-Link、退院調整ルール、連携シートの活用による円滑な在宅医療・介護連携
- ・飯田市主催「地域福祉課題検討会」（日常生活圏域の地域ケア会議の位置付け）への参加
- ・地域の現況と事業実施状況の集約と課題、ニーズの把握
- ・南信州在宅医療（地域の医療機関）・介護連携に関わる南信州地域合同カンファレンスへの参加及び地域包括ケアシステム構築への協力

(6) 権利擁護業務

- ・成年後見支援センター、日常生活自立支援事業、まいさぼ飯田等関係機関との連携
- ・高齢者虐待に対するマニュアルに基づく関連機関との迅速な連携

- ・消費者被害防止活動として「おマメで劇団」による啓発やチラシ配布
- ・権利擁護に係る研修会の開催

(7) 認知症施策の推進

- ・長寿支援課、飯田病院認知症疾患センターとの連携会議を通じた課題共有
- ・「もの忘れ相談票」、「高齢者安心おかえりカルテ」、「認知症ケアパス」の活用による支援
- ・「認知症初期集中支援チーム」への協力による支援導入困難ケースへの迅速かつ適切な対応
- ・Run伴+南信への参加、協力
- ・「認知症サポーター養成講座」の開催
- ・認知症に係る研修会の開催

3 成年後見支援センター事業

(1) いいだ成年後見支援センターの円滑な運営

- ・成年後見制度の普及・啓発（講演会、研修会、出前講座、広報活動）
- ・個別の相談に応じ、成年後見制度利用が必要な方への支援の実施
- ・必要に応じ、法人後見の受任及び安定的な支援体制づくり
- ・親族後見人等の支援
- ・飯伊圏域における地域連携ネットワークの中核機関としての役割・機能の充実
- ・市民後見人養成講座開催に向けた取り組み

(2) 権利擁護支援体制の整備

- ・成年後見支援センターと福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の相談窓口一元化による相談体制の充実